

令和 7 年 度

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

角 田 市 監 査 委 員

目 次

1. 令和7年度健全化判断比率に関する審査意見について……………	1
2. 令和7年度資金不足比率に関する審査意見について……………	5



角 監 第 22 号

令和8年8月21日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 佐 藤 良 浩

角田市監査委員 星 隆 悦

令和7年度健全化判断比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 20 日まで

3. 審査の概要

この財政健全化審査は、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

単位：％

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
① 実 質 赤 字 比 率	－	－	13.56
② 連結実質赤字比率	－	－	18.56
③ 実 質 公 債 費 比 率	11.2	11.0	25.0
④ 将 来 負 担 比 率	－	－	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、算定されないため「－」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和 7 年度の実質収支額は 410,463 千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は算定されないことを確認した。

② 連結実質赤字比率について

公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。令和7年度の実質収支額及び資金剰余額は1,495,611千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は算定されないことを確認した。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均の値である。令和7年度の値は11.2%であることを確認した。準元利償還金及び地方債の元利償還金が増加したことなどが影響し、前年度と比較し0.2ポイント上昇した。早期健全化基準の25.0%を下回っているが、公表されている令和6年度の全国市区町村平均5.6%並びに宮城県内市町村平均5.6%を上回っているため、地方債現在高の状況、公債費負担の今後の見通し等を踏まえ、地方債の総合的な管理を計画的に推進されたい。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和7年度は比率が算定されないことを確認した。地方債の現在高が約7億2千万円減少するとともに充当可能基金額が約11億2千万円増加したことにより、早期健全化基準の350.0%を引き続き下回った。

しかし、今後、学校の建設や公共施設等の老朽化に伴う改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれるため、費用対効果を厳格に検証し、真に必要な事業への重点的な財源配分に努められたい。



角 監 第 23 号

令和8年8月21日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 佐 藤 良 浩

角田市監査委員 星 隆 悦

令和7年度資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和7年度経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和8年7月23日から同年8月20日まで

3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称		資金不足比率		経営健全化基準	備考 (資金剰余額)
		令和7年度	令和6年度		
法 適 用	水道事業会計	—	—	20.0%	626,374 千円
	下水道事業会計	—	—		273,210 千円
法 非 適 用	産業用地造成事業 特別会計	—	—	20.0%	0 千円

※ 資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「—」と表示している。

(2) 個別意見

- ① 資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。地方公営企業法適用の水道事業、下水道事業と同法適用以外の産業用地造成事業のいずれの会計も資金の不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認した。
- ② 決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は 355.88%で、前年度に比べ 226.92 ポイント下降している。この比率は安定性を分析する財務比率で、一般的に理想比率は 200%以上とされており、その基準は超えているが、前年度と比較すると大幅に下降している。類似団体の全国平均値を下回っている有収率を改善するとともに、中長期的な視点に立った収支見通しに基づき、安定的な事業運営の確保に努められたい。
- ③ 決算審査意見書に記載した下水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は 38.54%で、前年度に比べ 14.68 ポイント上昇したものの、依然として理想比率には遠く及ばない。今後、人口減少による収益の低下や施設の老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されるため、中長期的な経営戦略のもと、計画的な施設更新と資金収支の均衡を図り、安定的な事業運営の確保に努められたい。